

自立支援医療
(育成医療)給付事業

69万円

身体に障がい有する18歳未満の児童又は現在の状態をそのままにする
と将来的に障がいが残る
児童に、手
術等の医療
に係る費用
の一部の給
付を行う。



認可外保育施設運営
支援事業

632万円

認可外保育施設「おひ
さま保育園」は認可保育
所へ向けて準備している
が、平成27年4月1日開
設までの運営に要する費
用の一部として補助金を
交付する。

青年就農給付金事業

75万円

青年新規就農者に対し
て就農時の負担軽減のた
めの給付事業。対象者の
増加による増額。



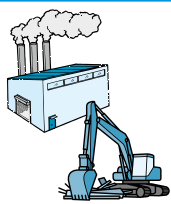
市道小城公園・本告
線歩道設置事業

173万円

市道小城公園・本告線
の歩道設置事業が進む中
で、家屋補償等が増加し
たため。



産業・建設



平成25年度 一般会計・特別会計・企業会計 決算を認定

9月29日から10月9日までの11日間にわたり、平成25年度一般会計・特別会計・企業会計の決算審査特別委員会を開催。

市の各事業を行う一般会計、国民健康保険などの特別会計、さらに水道・市民病院の企業会計について慎重な審議を重ね、すべての決算について認定した。特別委員会において執行部と交わされた質疑は次のとおりです。

財政の展望について

問 地方交付税の増加の大部分は、起債償還の措置分が入っていると思うが、中期的な展望はどう考えているか。

答 財政の中期的な展望としては平成27年度から合併優遇措置が5年をかけて段階的に削減される。平成32年度以降は、現在の額から約18億円の縮減が見込まれる。

未収金対策について

問 税の収納率は年々向上していることは評価するが、市民間に不公平が生じないよう一層の未収金対策を。また、保育料、育英資金等の徴収についても庁内での横断的な体制を整え、連携を図り、徴収の効率化に努めているか。

答 税の収納は、滞納者の財産調査や差し押えを行い、収納率の向上に努めている。また、コ

ンビ二収納など納付機会の拡大や利便性の向上に努めている。保育料や育英資金などについては一元的な管理が難しい面もあるが、共有できる情報の連携や滞納処分に必要

な手続きなど庁内の連携を図り、徴収率の向上に努めていきたい。

運動公園跡地の利活用について

問 運動公園跡地は平成24年度から土地開発基金から一般会計に買い戻しているが、市長の施政方針、所信表明で運動公園跡地について触れられていない。運動公園跡地の利活用について早急に方向性を示すべきではないか。

答 運動公園用地として土地開発基金で取得した13ヘクタールについては、事業開始年度の平成12年度に一部買戻しをしている。その後事業が中止となった後は、土地開発基金のままである。

市単独補助金の情報開示は

普通財産として管理していくため、24年度から随時買戻しを行っている。

問 市から様々な団体に補助金が交付されているが、補助金を出す側の管理監督責任と透明性を確保するため、決算書や事業報告書等の提出を含め、情報開示を積極的に行っていくべきではないか。

答 市内の各種団体に補助金を交付しているが、それぞれ補助金交付要綱等に基づいて、事業完了時には実績報告や収支計算書を提出して頂いている。情報の公開は、1/2以上を出資している法人や100万円以上の補助金を受けている団体で情報開示条例の適用を受ける場合は、その情報の公開が可能と考えられる。それ以外の場合は、決算書や事業所の情報開示を行うことは一部規制

があると考えている。

情報化教育を進めているが効果は出ているか

問 市内小中学校の情報化教育の推進に多額の支出を行っている。ICT（情報通信技術）の活用により授業の情報化で授業改善、学力向上を目指すということだが、その効果は出ているか。

答 ICTについては、学習の一つのツール（道具）として取り入れている。画面等を通じて子どもの関心意欲を高める授業改善に取り組んでいる。

授業についての興味・関心を高めるためにICT等を授業で使うことについてはいいと感じている子ども達の割合は、県や国の平均よりも高い。学力向上を図るため、ICTを取り入れた公開授業に取り組んでいる。

空店舗対策の効果はでているのか

問 中心市街地活性化事業の地区内で空店舗対策の補助（限度額250万円）は他の自治体と比較して大きい。事業効果が出ないうちにやめていく事例がある。その対策は。

答 中心市街地のにぎわいを創出するため期間を限定して行っているが、平成24年度採択したなかで要件とした営業期間途中にもかかわらず廃業された事例がある。

そこで25年度新規採択からは経営状況の把握に努めている。また、やむを得ず営業を中止する場合には、補助金の一部は返還させる。

授産場の存続は

問 旧小城市時代から障がい者及び生活保護者の就業の場として運営されてきた経緯は理解するが、運営のために毎年

多額の費用が必要である。建物は老朽化が進み、利用者も減少している。

授産場の運営について今年度末までに方向性を出すべきではないか。

答 授産場については、第二次小城市改革プランの中で、建物等の老朽化に対する財政負担が

難しいとの判断から、施設の廃止に向けた調整を25年度から検討するとしている。

今日では社会福祉法人やNPO法人など民間が運営する授産施設、作業所が増えている。また、授産場の利用者は減少の一途をたどっている。

廃止した場合には、授産場の利用者や、授産場の顧客である羊羹製造者等にも影響があるので、

授産場の運営に意欲のある福祉事業者等に移譲を考えたければならない。移譲を受ける福祉事業者がいなければ廃止となるので、羊羹組合等と協議をすることとなる。移譲するのか廃止にするのか早い時期に結論を出したい。



市民病院の経営は健全か

問 平成25年度より法律の全部適用を行い、管理者を筆頭に改革改善

に努められ、医業収益が増大したことは評価するが、今後、様々な外的要因も考えられる中で、経営健全化に向けて更なる努力が求められているが市としての考えは。

答 市民病院は、設立当初の目的や役割も時代の流れの中で変化し、自治体病院の本来の役割が問われている事や、ご指摘の外的要因として、例えば、近隣に民間病院が建設される影響を受け

ること、本年4月1日から診療報酬改訂によるもの、また、新公立病院ガイドラインの策定等、制度等の変更があることも理解している。

市民病院の経営形態やその役割、存在意義については、過去にも協議をしてきた。当院の建物は、建築後30年以上が経過し、かなり老朽化しており、建物や医療機器、各種設備の老朽化によ

って修繕費等が年々増えている事も事実である。近い将来大幅な改修ないし

建設等が切実な検討課題となっている。

当院は地域においてどのような役割を期待され、一方、どのようにすれば病院経営がうまくいくかなど、運営方法も含めて種々の観点から、自治体病院が将来どうあるべきか幅広く検討している。

なお、経営健全化については、診療報酬改訂等に対応できるような体制の整備とあわせて、地域包括ケア病床の導入や24時間対応の訪問看護ステーションの立ち上げの準備をしており、現在、在宅診療と訪問看護等の充実を図っている。

また、診療科目についても体制を検討しており、生活習慣病の予防や発見等にも引き続き取り組む。昨年から救急患者の受入れ件数も伸びており、救急は断らない体制で努める。